(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

今和7年度 第1回 芦屋市立上宮川文化センター運営審議会
合和7年8月27日(水)午後1時30分~3時
⁵ 屋市立上宮川文化センター 3階 大会議室
委員長 大谷 悟
副委員長 寺本 愼兒
委員 小野田 正美、小畑 広士、鍵野 眞智子、中田 邦子、山田 弥生
茶嶋 奈美、塩山 利枝(敬称略)
市民生活部長 和泉
上宮川文化センター長(隣保館長、児童センター所長) 津賀
上宮川文化センター管理係長 宮田
上宮川文化センター主査 堀田
■ 公開
□ 非公開 □ 一部公開
会議の冒頭に諮り、出席者全員の賛成により決定した。
〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上
の賛成が必要〕
< 非公開・一部公開とした場合の理由>
0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 令和6年度事業、令和7年度事業について
- (3) 令和8年度事業計画について

2 提出資料

令和7年度芦屋市立上宮川文化センター運営審議会次第 芦屋市立上宮川文化センター運営審議会委員名簿

資料1 事業概要

資料2 令和6年度事業実績

資料3 令和7年度事業実績、計画

資料4 令和8年度事業計画

審議内容

- =開会=
- =部長あいさつ=和泉部長
- =委員名簿順に自己紹介=
- =事務局自己紹介=
- =会議の公開等について説明=

津賀センター長

=議事=

津賀センター長

ここからは、大谷委員長に議事進行をお願いいたします。

大谷委員長

本日の議題についてお願いします。令和6年度事業、令和7年度事業についての報告と意見交換を先に行い、続いて、令和8年度事業計画についての報告と意見交換を行いたいと思います。

会議の進行につきましてご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、議事に入ります。まず議事1について報告をお願いします。

●事務局より資料1~3に沿って説明

大谷委員長

ありがとうございました。令和6年度、7年度の報告をいただきました。今の報告について、ご質問等、聞きたい事があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小畑委員

令和6年度の教育啓発事業に係る事でいくつか意見がございます。まず、令和6年度の事業実績の識字学級について少し発言をいたします。

まず報告ですがお手元の資料の中に、識字だよりと、解放新聞「まなぶ つながる うごきだす」という解放同盟の本部から出している新聞がございます。 その8月15日付けの新聞に大阪教育大学の森実先生が実施された4年に1度の識字学級の実態調査内容が掲載されております。

7月11日に上宮川文化センターへ来館され識字学級の実態やどのような勉強 をしているのかを聞かせていただきたいとのことでした。

記事には写真も載っておりますが、私を含めた2名の識字学級の学習者からこれまでの生い立ちや教室に参加した経緯などを中心にお話して実態調査に協力したことを報告しておきます。

その上で1点目は識字学級の現状の課題について言及します。

様々な課題がある中でも、学習者が2人という事については少し寂しいなと、何とか広げていきたいなという事で、参加を募る啓発をしております。

上宮川文化センターが年2回発行している「識字だより」がそうです。

例えば2025年7月に発行された第4号にも、「見学大歓迎です。」とこの

地区に投函し参加を呼びかけているものです。

少し古い資料になりますが、当運営審議会にて平成9年12月17日発行されました「芦屋市立上宮川文化センターの今後のあり方(答申)」『3具体的提案(4)③ア) "同和教育"として特筆すべき「識字運動」で培った実績とノウハウを、広く芦屋市全域に在住する外国籍市民の日本語習得のための講座の開設にまで発展させることを検討する』とあります。

この地区は混住率が大変高くなっております。その中の混住率でやはり在日外 国人の方が多数来られる状況にあります。

その方達から、日本語を習いたいと思っている方が実際におられるというのも 事実です。

この識字学級がこのような要望をお持ちの方々に日本語教室のような運営も考えられるのではないか思っています。

また学習支援者という事でこの識字学級に解放同盟の支部から講師として参加しております。そういった関係者を交えてこれからも課題に向き合って学習者を増やしていくと、識字学級を残していく努力を文化センターと共有しながら続けていきたいと思っております。

2点目についてですが、特に人権啓発について申し上げます。

それについてお手元に補充資料を追加いたしました。

部落解放同盟の支部から発行している「支部だより」の裏面に載せていただいた「ブランディングエリア活性化事業についての公開質問状」でございます。 芦屋市の事業の中で「ブランディングエリア活性化事業」というのがございます。 す。

令和5年からの事業になっており、令和7年の今年が最終年の事業と伺っています。

詳しくは、この質問状をお読みいただきたいのですが、この中で私共が一番問題にしているのは、その下にあります地図を見て下さい。

この中にエリアを確定するためにブランディングエリア活性化事業の対象地域 に線引きされています。この線引きの中の一部で特定の場所が除外されており ます。

被差別部落地域である地区でございます。

市長宛てに特定の地区を除外した理由を、公開質問しております。

この回答はすでにいただいていますが、私共が特に知りたかった内容の回答と しては不十分だったので、再度の質問をしているところでございます。

これらに関して、資料2:令和6年度事業実績の【教育・啓発事業】17人権啓発講演会、実績と課題に『職員への周知方法として、庁内ロゴフォームなどを利用し参加者を募ったが、少数であった』とあります。

実はこのような職員自身の出席が少数という人権意識の低さが、今回のブラン ディングエリア事業の問題にも繋がっているのではないかと思っています。 私はこのエリア活性化事業のエリア指定を見て本当に憤り失望しました。

市の職員が、この地区の歴史、部落解放同盟との交渉などがありながらも、こんなにはっきりと差別するような線引きを本当に市の職員がやったんだろうかと。回答の中に市が実施したという回答になっています。

人権啓発、芦屋市職員の人権感覚、とりわけ部落問題に対する意識が低い、全 く認識がないと私は思います。

本当に市の職員が、今こそね、部落差別の認識を持ってもらいたい、そういう 事で私この資料をお渡しさせていただきましたので、ぜひ考えていただきたい と思います。

お聞きしたいのは、職員への周知は取り組まれているとは思います。

けれども、こういう事が実際、今の市の中で行われているという事を考えた時には、私は一般市民の方にも、もちろん啓発事業には参加していただきたいが、 やはり職員の中の人権啓発、とりわけ部落問題への関心を持っていただきたい。 どういう周知方法をとられようとしているのかをお聞きいたします。

3点目は、歴史文化の関係でございます。これは報告があったように、資料2 令和6年度の事業実績【教育・啓発事業】19歴史文化教室にて「身近なお寺 や神社のお話」、「阪神淡路大震災から30年忘れないために、備えるために」 という事で、副委員長の寺本さんにご講演いただきました。

ここで申し上げたいのは、今年は震災から30年という、ひとつの節目の年、 考えなければいけない年だと思っています。

この地区には、他の町内にはあるような、自主防災会などのそういった組織がございません。

私の所属は部落解放同盟ですが、地区の中において来月9月13日の土曜日に 市の防災安全課の職員に来ていただいて、防災についての学習をしようと用意 しています。

その際に、このセンターにもご協力を得たいと思います。

特に高齢者の住民の方は、今度大きな震災が発生したらという不安があるので、 ぜひ防災について、組織を立ち上げていく事が必要だと思っています。

安心安全な町づくりという事で協力していただきたいという要望を申し上げま す。

大谷委員長

まず1点目、平成9年度の答申も踏まえて、識字学級の継続、外国人の方も入れてもいいのではないかという提案でございます。小畑委員へ確認ですがこれは要望でいいですか。

小畑委員

はい。1点目は課題を共有したいという趣旨の要望で結構です。

大谷委員長

では2点目の職員に対する人権啓発の件です。ブランディングエリアに関する

訴えがある中で、課題としてこのセンターがどのように啓発を目指して工夫を していくかという事についてお伺いしたいというのが小畑委員の思いでござい ます。

そして3点目の災害対応に関する要望です。令和7年度の6月から、災害基本 法と災害救助法等の改正がございました。

その中で災害対策の強化を図るため、今まで明記されていなかった福祉的支援 等について、この法律の改正によって充実が図られることとなりました。この 改正により、社会福祉法に規定する社会福祉法人、あるいはそう言った福祉事 業を展開する事業所なども、災害支援に対して協力するということが明記され ています。

そう言ったところを含めて、要望としては災害対応に関して、どのようにこれから関わることができるかという事で9月13日に学習会があるので、また参加いただければという事でございます。

2点目の職員への周知の件で、事務局からご意見をお伺いいたします。

津賀センター長

市の職員研修の周知方法については、全庁的に電子上の掲示板などを用いて職員あてに案内を行っています。当センターも同様に研修案内を行いました。

人が集まらなかった原因の1つとしては、本市のほとんどの職員が在籍している本庁と当センターの立地が離れていることから、なかなかここへ来るための手段がないことが大きいと考えています。

少数ではありますが関心を持って参加した職員の中には、徒歩で来館した者も おりますが、本庁で実施できるかといえば簡単なことではありません。

我々も今年度、教育啓発に関しましては、全庁的に周知し広く伝えていく努力と工夫を続けていきます。

大谷委員長

ありがとうございました。基本的に上宮川文化センター単独で行うことは難しいので、例えば芦屋市においては社会教育推進課や人権・男女共生課があります。そのような関連部署と連携しながら人権意識を高めていくかという視点で、進めていただければと思います。

中田委員

人権に係る研修について、私はちょっと違う視点の職員研修の事で発言いたします。

市において電話での対応だったと記憶していますが「同和地区はありますか」 というような質問があった時に、職員の方が「同和地区はありません」とご回 答なさったらしいです。

他に、収集事業課の収集のパッカー車が収集中に停車位置が悪かったのか通行 人の市民の方が作業員の方へ苦言を呈したかったのかわかりませんが、「部落 はあかん」と突然告げられたことがありました。 私が申し上げたいのは、このような差別事象が市内で発生している。

この上宮川文化センターでは様々な勤務形態の方が、従事されていると思いますが、勤務形態に限らずそのような差別事象への対応について、十分対応してほしいと思います。

いつ差別事象が発生するかわかりませんが、そのような事象に向けてどう職員の皆様に周知徹底、差別事象が発生した時にどのように対応されていますか。

津賀センター長

基本的には個人情報等には十分留意しつつ、朝礼等で差別事象があったことを 各職員に周知しております。

差別事象の対応マニュアルを用いながら、差別をする事を助長する事につながるような事象について、職員の方で情報を共有するという形です。

昨年度も当審議会において、そのような差別事象への対応強化という提言がありましたので、今年度は力を入れて、研修も職員全員で取り組んでおります。 これからの事に期待していただければと思っております。

中田委員

朝礼は毎日行われていますか。

津賀センター長

朝礼は日常的に実施しています。事象があった時はそういうお話も交えてとい う事になっております。

中田委員

朝礼にはどういう立場の方が出席されていますか。

津賀センター長

基本的には、その時間に出勤している職員には伝わっているという事になります。

中田委員

私が申し上げたいのは、朝礼で不在であればたまたま知らなかった職員の方もいらっしゃるかもしれません。

そのため朝礼以外の方法でも周知徹底の工夫を検討することをお願いします。

津賀センター長

今後は個人情報には注意した上で文章化したうえで、こんな事がありました、 こういう時にはどんな対応がいいのかなど、対策も講じて回覧するような形を とって行きたいと思います。

中田委員

特にここはブランディングエリアの計画に外されておりました。

児童センター事業の参加者であるお子さん達や保護者の方々、お年寄りや一般 市民の方も来館されている大きな公的施設をブランディングエリアから市自ら 対象外にしたことを、疑問に感じております。

市の機関として、当局へ申し入れしていただきたいと思います。

大谷委員長ありがとうございました。

鍵野委員 このブランディングエリアの事ですが、文化センターにはなにか声がかかりま

したか。

津賀センター長 私は去年から当センターに在籍していますが伺っておりません。

この件は以前から計画されていたと思います。

鍵野委員 3年前からです。

津賀センター長 おそらく私の在籍以前に、何らかの打診があったかもしれませんが私自身は何

っておりません。

鍵野委員 この話を聞いた時に、やはり地域の高齢者の方は小学校の時にかつて学校区域

を4つに分けられていたことと重ねて「昔と一緒だ」。残念に感じてしまわれ

ています。

上宮川文化センターがこのブランディングエリア指定の話を聞いた上で何もさ

れていないと問題だと思います。

津賀センター長 | 詳細についてはよく分かりません。

鍵野委員 6町あるなかでこの地区だけが外されていると。

地域活性化です。

という程度の認識でした。

大谷委員長 ありがとうございます。ご意見があったように、この辺の所、地図上で表され

てしまっています。このブランディングエリア活性化プロジェクトについては 上宮川文化センターだけで対応できる事ではないので、ご意見は市の方に伝え

ていただくという事を進めていただければと思います。

津賀センター長 当センターとして地域でそういう解釈をされたという事をお聞きしたので、そ

の旨市の当局側に伝えておきます。

中田委員 文化センターの責任者なので、地域活性化なのに文化センターが外されている

ということを念頭に市との対応をよろしくお願いします。

津賀センター長

はい、わかりました。

大谷委員長

よろしいでしょうか。

小畑委員

この上宮川文化センターは、「文化センターだより」に掲載されているように、 基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善 向上並びに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図 るとあります。

やはり、この地区の歴史を、本当に職員の方に学んでほしい。

同和対策審議会答申(同対審答申)が出されたのが1965(昭和40)年歴史と同時にね、時限立法1969(昭和44)年に同和対策事業特別措置法(特別措置法)そして1970年(昭和45年)に部落解放同盟が結成された経緯があります。以降の、行政との関係や交渉経緯などに携わってきた被差別者の気持ちを本当に文化センターにわかってほしい。

そこからでないとね、このブランディングエリアのような事案についても理解 は絶対にできない。

そこから教育啓発をする出発点だと思うわけです。

そう言った事を本当に職員の方には理解してもらう、そういう努力をしてほしい。その事をね、センターとしては発信する、その努力をしてほしいと思う。

大谷委員長

はい、ご要望をお聞きしました。他の委員の方いかがでしょうか。

寺本副委員長

令和7年4月1日に生活困窮者自立支援制度が改正され施行されました。 その中で「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携についての一部改 正について」という通知があると思います。

その改正の中では、新たに『隣保館・生活館との連携』という項目が記載されています。

令和2年社会福祉法改正の時には、地域福祉の連携の所に隣保館が入って、(社会・援護局関係主管課長会議資料)今回は生活困窮者自立支援制度の改正で、 厚労省の方から、新たに連携の部分に隣保館が入ったという事ですよね。

重層的支援の内容において子どもから高齢者まで、外国籍の方々も含めて属性 にとらわれないコミュニティセンターとして、ここは相談支援事業を行ってい るという所に位置づけられています。

そこでご質問ですが相談事業を実施されている中で、ここ1年間で福祉行政と 上宮川文化センターが連携して対応している事例があれば教えてください。 津賀センター長 ご質問の趣旨の確認です。それは地域福祉部分との連携内容ですか。

寺本副委員長 相談事業の中でいろんなセクションと連携しないと支援ができないと思います ので。

津賀センター長 個人情報に留意しながらお答えします。

この地域にお身体を弱くされ、入院されて、その後お亡くなりになられた方がおられました。

例えばその方が飼っていたペットの引き取り先の段取りですとか、お住みになっていた所の荷物の跡片付けの手配の事ですとか、入院中の手続きの事ですとか、そういった事を地域福祉課と連携をして、解決に向けて動いたという事例はございました。

寺本副委員長 連携先は地域福祉課だけですか。

津賀センター長 □ ほか動物愛護センターや高齢介護課、生活援護課にもご協力いただきました。

山田委員 個別具体的な事例はわかりませんが、そのような事例の場合、おそらく地域包 括支援センター等も連携をしていると思われます。

寺本副委員長 地域共生社会の実現のため、昨今連携して支援するというのが1つの形になっています。

隣保館と福祉行政が積極的に進めて行く事で、地域の課題の解決に繋がりやすいという事ははっきりしているので、連携の実績を積み上げてほしいです。 また、別件の質問ですが、芦屋市の地域福祉計画はもう始動していますか。

山田委員 次期地域福祉計画は令和9年度の策定に向けて今年度から始動しています。第 5次地域福祉計画策定における市民会議も実施している所です。よければご参加いただければと思います。

寺本副委員長 先ほど申し上げた通り、厚生労働省から社会福祉法の改正の中で隣保館が積極 的に関わるという通知があります。 地域短知計画の第字が始動してなり、合後地域短知計画推進本郊幹事会が関係

地域福祉計画の策定が始動しており、今後地域福祉計画推進本部幹事会が開催されますので、そこにぜひ上宮川文化センター長が、入っていただければと思います。

福祉部長とも連携という意味では非常に大事な所だと思います。

今後は情報を内外に向けて発信する事に注力していただきたいです。これは要望です。

大谷委員長

ありがとうございました。みなさんが述べられたように、連携が1つのキーワードになっています。

隣保館としては差別解消が基本で、その中から様々な関連部署と人権を中心に 連携を結ぶ必要があります。

具体的には貧困や生活困窮者のような福祉的な課題になる場合があるけれども、そのような思いを、受け止めることができるのがここ隣保館の特色です。いわゆる被差別部落を軸にしても、貧困の問題など様々な問題を抱えています。それを連携して解決していく事は啓発にも繋がることを、ご理解頂ければと思っています。

私の方から提案いたしますと、先ほどの防災に関連して国土交通省は災害対策 法に沿って、今後5年間かけて災害に備えて、浸水地域にお住まいの社会的援 護を必要とする方などに対する個別支援計画を策定しようという動きがござい ます。そういった方々を地域で支え、どのように支援していくかということを 計画化するということが必要だということです。

ご指摘があったような地域の自主防災組織のように地域の組織化にも繋がる1つの要因になり地域で繋がっていけばいいと思っております。

隣保館のひとつの役割としてせっかくの活動が地域内だけで情報が埋没させる のではなくて、さらにそれを可視化して、市民に見える形で提示できればより 良いと思っています。

ほかにご意見ございませんか。

小野田委員

児童センターの活動に関しては、「第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画・ 第3期芦屋市子ども・若者計画」の大きな柱として、子どもの人権について周 知すること、自尊感情を支援するというのがありますので、絵本展でも子ども の人権を周知されたことは、すごく良い事だと思いました。

関連して次のテーマとして「自分だけ、我が事だけ」ではなくて、「自分を大事にするように相手も大事にすること」を子ども達に周知できるような絵本展を ご提案いたします。

また、識字学級を、外国籍の方を対象にという件について、日本語教員として 従事している知人の話をよく伺っております。

日本語教員は国家資格として確立されてきて、従来はボランティアとして従事 してきていた方も国家資格を求められるようになる移行状況にあります。

試験自体はかなり難関なものになっていて、今までボランティアとして活動されてきた方々の中には資格を取らない選択をされる方も一定数おられると思います。

経験豊富なそのような方々との連携の可能性も検討されるほか、

識字学級の中で外国の方の参加を広げて行きたい場合には、国際交流の部署と

連携するのも進め方の1つであると考えております。

ば私の人脈を通じて、それらの団体へお声がけできると思います。

大谷委員長はい、ありがとうございました。他の委員の方いかかでしょうか。

茶嶋委員 児童センターの実績を拝見すると参加目標人数に対して100パーセントとい

う数字も目立ちます。参考までにどう言った周知方法や工夫をされているかな

どお聞かせください。

堀田主査 当センターが発行している「児童センターだより」とHP、子育てアプリ、案

内リーフレットを事業ごとに作っております。

我々の事業は学年ごとに設定しているので、0歳の教室に来られた方には次の

学年の事業としてうさぎクラブがあることを直接お声がけしています。

ほかには、本市のこども家庭・保健センター(子育てセンター)が実施されているつどいのひろば(もこもこ)や、カンガルークラブに参加されている方々

へ案内配布を行っています。

茶嶋委員参加者は、市内全域から参加されていますか。

堀田主査 はい。参加者はこの周辺だけに限らず市内全域から参加されています。

茶嶋委員 子育てアプリを活用されてよくPRできていると思います。

本市の子育てアプリは当初、就学前の世代向けを想定して開始しました。

就学後もこのアプリを閲覧している方が多いので、現在は就学前の情報に限ら

ず掲載しております。

紙媒体の情報も子育てアプリで発行できますので、もし必要であればこども政

策課へ相談して頂ければと思います。

大谷委員長 他はよろしいですか。

小野田委員 要望ですが、芦屋市で発行されている「子どもの権利条約」の冊子の最後のペ

ージの相談先の一覧表がよくできています。

子どもが助けを求めるとき、具体的にどこに頼ればいいかという事がわかりづらいため、この相談先一覧などを、子どもが見やすいような大きいサイズで、

館内に掲示してはどうかと要望します。

大谷委員長

他にございませんか。

寺本副委員長

何年か前にお聞きしましたが、上宮川文化センターへ来館される子どもが、夏 休み中に、お腹を空かせていて、水を飲みに来ている子どもがいるという話が かつてありましたね。そのような子どもは見かけていますか?

堀田主杳

最近はそういうお子さまはお見かけしておりません。

寺本副委員長

ここへ子どもが足を向けて来るっていうのがね、地域の目にきちんと触れることで、支援のきっかけになると思いますが、地域の中、調査の中、訪問の中で、把握してもらえたら、というふうに思います。

大谷委員長

はい、ありがとうございました。では令和8年度の事業計画を事務局からご説明 お願いします。

●事務局より資料4に沿って説明

大谷委員長

はい、ありがとうございます。令和8年度、来年度ですね、計画を報告いたしました。それについて、何かご質問等ありますか。

山田委員

資料1の4地域交流事業(3)の講習講座カラオケ教室、うたごえひろば「新型コロナウイルスで感染拡大予防のため、令和2年度から休止中」とありますがこれはずっと休止中ですか。

津賀センター長

このカラオケ教室、うたごえひろばですね。はい、これはコロナ禍から休止中になっております。

山田委員

資料4【民生事業】14の令和8年度からの事業の中にある「音楽を通じて交流を図る上宮川ふれあいコンサート」と、「カラオケ教室、うたごえひろば」はまた別の事業の位置づけになりますか。

津賀センター長

はい、資料4【民生事業】14計画に載っている事業は我々が講師を依頼して実施している事業でございます。

ただ今ご指摘いただいた資料1に載っている「カラオケ教室、うたごえひろば」は、自主運営されているところなので、いこいの間に地域の方が集まってカラオケを楽しむという企画でございます。

山田委員

この自主運営されているところは、やはりコロナ以降、もう1回やろうという

ような、そのような取り組みは無くなっていますか。

津賀センター長 復活させないのか、というご要望みたいな声を、約1名の方から去年は聞いた

ような記憶はございます。全体にはまだ広がっていませんけど。

鍵野委員 カラオケについて発言します。カラオケの機械が、偶然コロナ禍に故障しまし

た。

今回また機械が新たに準備できましたので、今後実施予定です。

津賀センター長 そうですか。

山田委員 ご高齢の方は、歌ったりするのがお好きな方がおられるのでぜひ実施してほしい

です。

鍵野委員機械をこのたびいただきましたので。

山田委員 事業を復活させるという事を検討中ということでよかったと思います。

中田委員 よろしいでしょうか。資料1の所に隣保館関係資格保有者数、社会福祉主事1人、

隣保事業士6人となっています。

内容としてはどのようなお仕事でしょうか。

津賀センター長│仕事はここで実施しております民生の事業であるとか、教育啓発の事業であると

か。

中田委員 資格は保有されていて、どのように活用しているか教えてください

津賀センター長│相談を受ける際に、資格を持った相談員が対応できます。

中田委員 それに繋がる事ですけれども、2の相談事業の所ですね、いろいろご苦労をお聞

きしたりされておられると思います。

地域相談業務の方1人いらっしゃると思いますが、その方はだいたいどのような

お仕事内容になっていますか。

津賀センター長│主に地域の方が相談来られた時に、ご相談にのるという事ですよね。

中田委員 文化センターだよりに掲載されていますね。

津賀センター長しはい。火曜日と木曜日が相談事業の実施日です。

中田委員 この地域も高齢化が進んでいると思いますが来館して相談したくても難しいと いうような方もたくさん増えていると思います。

地域相談業務の方を1人いらっしゃるので、来館される方だけを対象にせず、こちらから、地域の方へ出向くことはしているのでしょうか。

津賀センター長 業務内容として実施してもかまわないです。ただご要望はいまのところありません。

中田委員 そうではなくて、こちらから知っていこうとしないと、なかなか相談はできない と思います。

火曜日と木曜日いらっしゃいますけども、来館されるのを待っているだけじゃな くて、他になにかないのでしょうか、という事です。

津賀センター長 私は聞き及んでおりません。

中田委員 やはり私は、かなり高齢化も進んでいるし、独居の方もいるような話もさっきからでていますけど、その辺の辺りの具体的な取り組みを考えていただきたいなと思います。

老人会の日帰り遠足がありましたが、老人会代表の方から地域相談員に一緒に行って欲しいなという声がありました。

上宮川文化センターの許可が出なかったという事で、お仕事の関係上いわゆる難 しい場面が出てくるのは承知しております。

自ら現状を知って行こうという努力が大事なので、来館するのを待つばかりでなく、今後、来年度取り組みを考えていただきたいなと思っています。どうでしょう。

津賀センター長 具体的にどういう事をしてほしいという事をご要望いただいたら、検討させてい ただきたいと思います。

中田委員 自分から発信しないと意味がありません。文化センターが考えて、その職員の方 をどうやって使っていくかという事が肝心なので。向こうから要望を受けてから 動くことではないですよね。どうでしょうか。

津賀センター長 検討します。

中田委員 | 待っているだけではなく、これから高齢化もますます進んでいくので、主体性を

持って考えていただきたいなと思います。

大谷委員長

はい、ありがとうございました。横文字で表現するとアウトリーチ型と言いますか、問題があったとしても相談に来訪しようという意思が強くない方に対しては、こちらから出向かないとなかなか相談には繋がりませんよね。そういう意味では、芦屋市にもあると思います。

コミュニティセンターとか、当事者も含めて、連携していく、時代になっている ので、少しそう言った考え方を取り入れて、運営していく必要があるのではない かというご指摘だったと思います。

中田委員

はいありがとうございます。要望という事で考えていただければと思います。今すぐここでどうこうではなくて。

大谷委員長

来年度に向けて考え、来年度というかね、今からできる事をやっていっていただけたらいいかなあと。

はい、ありがとうございます。他のご意見はいかがでしょうか。

小畑委員

要望です。以前1回お願いしたことがありますが、1つは文化センターだよりに この審議会の報告を、文化センターだよりに載せていただきたい、という事をお 願いしました。

以前1度載せていただいた経緯はありましたが、昨年度にはなかったと思います。

この詳細にあたって、報告をしていただきたいと思います。

そしてもう1つは、私は他にも市の委員に任命されています。例えば「すこやか 長寿プラン21」、評価委員会です。

1年間の、3年度ごとの取り組み、4年5年くらいの、複数年の進捗状況を評価するという事での委員会です。

この運営審議会でいきますと、運営という名がついておりますので、年1回のこの審議会、では不十分ではないかなと委員長へ進言させていただきます。ぜひ事務局とご相談いただければありがたいなあと思っています。これは要望ですので1度お願いいたします。

大谷委員長

はい、ご提案いただきましてありがとうございます。1点は文化センターだよりの中で審議会の報告をしていただきたいということ、2点目として、年2回運営審議会を開いてもらいたいというご提案をいただきました。予算も関係することですが、提案を受けて、検討していただければと思います。

ほかご要望があれば。お聞きしたいと思います。

寺本副委員長 | 地域福祉の生活困窮者の話をしましたが、重層的支援の体制整備事業のガイドラ インに基づいて、芦屋市はそういう計画を作っています。隣保館は地域の関係団 体、支援団体という事で、ガイドライン上位置づけられています。センター長に は芦屋市の福祉計画、今計画進行中なので、積極的に関わってほしいです。

津賀センター長 | 傍聴は1度、参加させていただいています。

寺本副委員長

| 運営審議会ですから、基本的には諮問機関ですよね。何年か前に1度答申を出し ていましたが、時代の大きな流れの中で文化センターに期待するという事で、答 申を出す予定はないですよね。

津賀センター長いまのところ予定しておりません。

寺本副委員長

ではけっこうです、はい。

大谷委員長

ありがとうございます。特になければ、これで終了したいと思いますが、よろし いですか。はい、これにて運営審議会をお開きにさせていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。